

旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会報告書

平成30年4月3日

備前市議会議長 鵜 川 晃 匠 殿

委員長 川 崎 輝 通

平成30年4月3日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	結 果	概 要
1 旧アルファビゼンの疑惑に関する調査について ① 証人尋問について 吉村武司氏 野上計行氏 森山純一氏 高橋昌弘氏	継続調査	—

旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会記録

招集日時	平成30年4月3日（火）		午後1時30分	
開議・閉議	午後1時36分	開会 ～	午後3時22分	閉会
場所・形態	委員会室A B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	川崎輝通	副委員長	山本恒道
	委員	尾川直行		橋本逸夫
		田口健作		津島 誠
		掛谷 繁		守井秀龍
		立川 茂		西上徳一
		山本 成		石原和人
		森本洋子		星野和也
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	鶴川晃匠		
参考人	なし			
証人	吉村武司	野上計行	森山純一	高橋昌弘
説明員	なし			
事務局	議会事務局長	草加成章	事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主事	楠戸祐介
傍聴者	報道関係	あり		
	一般傍聴	あり		
審査記録	次のとおり			

午後1時36分 開会

○川崎委員長 ただいまの御出席は14名です。定足数に達しておりますので、これより旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会を開会いたします。

初めに、傍聴の取り扱いについてですが、本日の会議につきましては一般、報道関係者の傍聴をそれぞれ許可することとし、一般傍聴者が定員を超えた場合は委員会室Cにて音声のみの傍聴をしていただくことにいたしております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定します。

また、報道関係者から申し出をお受けしております写真撮影、録音及び録画は許可しておりますが、証人尋問につきましては証人の意見を聞いた上で委員会にお諮りします。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付しておりますのでごらんください。

***** 証人尋問（吉村武司氏） *****

本日は3月13日開催の本特別委員会での決定により、証人4名に対する尋問を行います。

本日举行証人尋問について、お手元に配付してあります資料1に基づいて説明をさせていただきます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合は証言を拒むことができることとなっております。証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、公務員の職務上の秘密について尋問を受ける場合及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、外国法事務弁護士を含みます、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭司の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、これらに該当するときはその旨を申し出ていただきます。これら以外に証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な利用がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上が、証人が証言拒否等をできる場合の注意事項、罰則などになります。

なお、証人にはこれらの資料をもとに事前に説明を行います。それでは、吉村武司証人に入室していただきます。その前に、本日証人として出頭を求めています吉村武司氏から補佐人許可申請書の提出がありました。

お諮りいたします。

吉村武司氏から申し出のとおり、補佐人の同伴を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、吉村武司氏からの申し出のとおり、補佐人の同伴を許可することといたします。なお、補佐人の席は、証人席の後方といたします。

それでは、休憩して、証人に入ってください。

午後 1 時 4 2 分 休憩

午後 1 時 4 3 分 再開

○川崎委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、御多忙中にもかかわらず、本特別委員会の出頭請求にお応えいただき、まことにありがとうございます。

本特別委員会の調査に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

委員会の決定により、補佐人の同伴を認めますが、証人並びに補佐人に申し上げます。

補佐人が助言できるのは、証人から助言を求めたときに限り、その範囲は宣誓拒絶及び証言拒絶の場合に限ること、証人への助言は口頭によること、また証人が補佐人に助言を求めるときは、必ず委員長の許可を得ることといたします。よろしく願いいたします。

これより証人尋問を行います。証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については、地方自治法第 100 条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ文書でお渡ししたとおりであり、また同様の文書を資料 1 としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

○吉村証人 はい。

○川崎委員長 ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆さん、報道関係者の方々も含めまして全員御起立を願います。全員起立。

○吉村証人 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成 30 年 4 月 3 日。吉村武司。

○川崎委員長 宣誓書に署名押印を願います。

○吉村証人 はい。

○川崎委員長 ありがとうございます。着席をお願いします。

これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席したままで結構ですが、発言の際は起立して発言をお願いします。

また、委員各位に申し上げます。

本日は、旧アルファビゼンに関する疑惑について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、証人の人権に留意されるようあわせて要望いたします。

これより吉村武司証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料2の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は委員長の許可を得てから行っていただくようお願いいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは吉村武司さんですか。

どうぞ。

○吉村証人 吉村武司本人であります。

○川崎委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いはございませんか。

どうぞ。

○吉村証人 間違いはございません。

○川崎委員長 ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては委員会を代表しまして委員長から行います。

今回の質問の中身は寄附金の問題であります。

吉村証人は5, 550万円でしたか、寄附をいただきました。その寄附の目的というんですかね、どのように備前市で使っていただくのか、その目的を話していただくと同時に返していただいた経緯なりわかる範囲で発言を求めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

証人。

○吉村証人 大分前になりますので、はしょって簡略に申し上げます。

ビゼンアルファが倒産になりまして、管財人の方から備前市のほうにこれをたしか買うてくれないかというようなお話があったそうであります。そのときにたまたまその金額と私が兄弟と相談して、できる範囲、地元で事業をさせていただいておる、また父が創業しておるところで、当時旧まだ合併前の備前市でございましたけども、市長さんをお願いをして寄附をさせていただいた記憶があります。

また、返還のときはちょうど私商工会議所の役員をしておったと思いますが、市長みずから面談に来られてこの寄附金を返すことになりましたと、議会で基金の条例を廃止して議会でも承認

をもらって、それで寄附者のほうへ返しますと、大変御厚志には感謝しますと、残念ながらその後寄附者がいないということもありましたということを知った後、たしか市の幹部の方が様式を持ってこられて、これに署名、そして銀行口座等を書いてもらいたいというところで印鑑を押して銀行口座を書いて市へ渡したと、そういうところだと思います。

○川崎委員長 ありがとうございます。

ただいまの証言につきまして、関連尋問を希望される方の発言を許可いたします。

津島委員。

○津島委員 旧アルファビゼンは、吉村さんを含めて、個人3名、法人、勝英自動車学校1社の寄附を受けて、今証言されたとおり、平成17年に購入したものであります。吉村さん、あなたはなぜ一旦寄附したものの返還を求めたんですか、いかがですか。

○川崎委員長 証人。

○吉村証人 当時の西岡市長から経過を聞いて、個人に返すということを議会でも答弁をされて、そして返すことになりました。御厚意は大変ありがたかったんだけど、こういう経過ですということでもありますので、この基金の廃止条例を可決されたそのときの議員の方は私に市長が返しますということを知っておられるのではないだろうかと思推いたしますが、そのようなことで市長から返還のお申し出がありました。

○川崎委員長 ありがとうございます。

ただいまの証言につきまして、同じく関連尋問があれば受けます。

津島委員。

○津島委員 平成27年10月17日の朝日新聞、旧アルファビゼン備前迷走の10年という見出しによると、返還理由を当時の西岡市長は整備目的の寄附だったが、整備する可能性がなくなったと、寄附者からも返還を求められていると答弁したとあります。ところが、あなたは返せと言ったことはなく返還は市が言ってきたものだと、これ書いてあります。しかし、これまでの職員の聞き取りで、複数の職員が大変厳しい口調で寄附者から返還を求められたと答えています。仮に吉村さん、あなたの答弁が正しいとすれば、複数の職員がうそをついたということになりますが、いかがですか。本当は吉村さんから返還を求めたのではないですか、いかがですか。

○川崎委員長 吉村証人、どうぞ。

○吉村証人 私の記憶では、ぜひとも私が寄附をしたお金を活用してくださいと、残念ながら活用されておらないということでもありますので、それは市長とも立場上何回かお話をすることがあったときに、一つのお話としてぜひともビゼンアルファを活性化し活用してもらいたい、そのために寄附金をぜひとも使っていただきたいという記憶があります。今、津島委員が言われた朝日新聞の記事については、どのような意図で書かれたのか知る由もありません。また、複数の幹部が強く言われたというお話ではありますが、私も4年間市長をしておったわけでもあります。もし、今現職の職員がそのようなことを私に強く言われたと言われることを普通は私何度も市政時代には報告をしてくださいという話で聞いたことはありません。その幹部という人が既に5年前まで

に退職をしておられるとすると、それはどなたかということも類推することはできません。

○川崎委員長 ありがとうございます。

関連質問いかがですか。

津島委員。

○津島委員 吉村さんは、吉村さんから一度も寄附金の返還を、返せと言ったことはないですか。

○川崎委員長 吉村証人。

○吉村証人 それはどなたに私が言ったということを指しておるのでしょうか。それでないと、わかりません。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 当時の活性化対策室の担当員です。

○川崎委員長 続けて質問、どうぞ。

○津島委員 その担当員に一度も返せと言ったことはないのですか。

○川崎委員長 吉村証人。

○吉村証人 その活性化委員会の担当員という言葉は市の職員を指しておられるのではないかと思います。私が会議所の副会頭とか会頭をしておるときには、何回か市といろんなお話をする機会がありましたけども、いわゆる個人的に会頭、副会頭以外で私事のことについて余り話した記憶はありません。よって、今の質問に対して活性化委員がどなたとどなたが構成しておられたんか、私には知る由もありませんが、何回か市の行事で市の職員と当然会議所の副会頭、会頭として、話したことはありますけども、今の質問に対してどなたのことを指しておられるのか、私にはよくわかりません。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 備前市役所の職員に一度も寄附金を返せと言ったことはないのですか、いかがですか。

○川崎委員長 吉村証人。

○吉村証人 堂々めぐりになりますが、市の職員、先ほど言いましたように私が市長のときには、4年間いつも市長室をあけておりましたし、会う機会もたくさんあったわけでありまして、このビゼンアルファについては、私も何とか市長として活性化し活用したいということで、当時の市の幹部とは本当に何回も話をしました。そういう中で、例えばどなたを指してるんか私は具体的にわかりませんが、そのような記憶は今はありません。活性化をしていただきたいというのは寄附者として当然でありますけども、それが一旦備前市のほうへ収納され、そして基金に入った以上、この基金を廃止して、そしてそれを提案をして、廃止をして、議会の同意及び答弁があってこそ初めてできたことで、以前について相当の年月がたっておりますので、どなたが活性化委員かという具体的なことは資料も持ち合わせておりませんので、何とも言えません。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 ちょうど平成28年11月14日に吉村氏もここで証人喚問を受けとられるんですけど、その後ここで職員への聞き取りで複数の職員が先ほど私が質問させていただいたように、厳しい口調で寄附者から、寄附者というたら吉村さんですね、返還を求められたと答えとんですね。これで、これほんなら吉村さんの答弁が正しいとすりゃあ、複数の職員はうそをついたと、私が質問したとおりのうそをついたということでもよろしいんですね。

○川崎委員長 吉村証人。

○吉村証人 28年11月14日前後のことでありますが、私は今も片上の再生あるいは備前市の再生にはビゼンアルファの活用しかないと思っております。そういう意味においては、市民の一人として、あるいは会議所の役職員として、市の職員と会う機会にいつも目の前で見られるわけですから、あれを早く活用して本来の片上の元気、あるいは備前市の元気が出てくることは、当然会議所の役職員として、寄附者として、そして備前市民として、今も熱く思っております。その職員との会話を一々覚えておりませんので、いろんな情熱を持って活性化してもらいたいという話はしておるということは今の私のきょう現在も同じでございますので。ただ、委員が言われるうそを委員の人がついたとかという、細かなことまで私は記憶をしておりません。

○川崎委員長 ありがとうございます。

津島委員。

○津島委員 どうも私の質問と吉村氏の答弁がかみ合わらんような気がしますけど、もう一遍だけ言いますわ。

吉村さん、あなた一度も寄附金を返せと言ったことはないというあなたの答弁が正しいとすれば、複数の職員がうそをついたということになりますが、いかがですか。

○川崎委員長 吉村証人。

○吉村証人 何回も申し上げますが、私は強くビゼンアルファを活用して、この町の活性化を願っておる一人でありますので、いろんな方にこの活用をお願いをし、または話をしております。その中の言葉のいきさつということについては具体的に詳細に記憶をしておるわけじゃありません。よって、とり手がどのように捉えたかということも先ほどから何回も申し上げますけども、当時の方がまだ市におられたら多分この4年間市の幹部として活躍していただいて、余計に市長である私とも接触が多かったわけではありますが、そのような熱い思いは職員に申し上げましたけども、どう言いますか、活用されておらない無念さは常に思っておりますけども、細かなことまで記憶はありません。ただ、そういうものが返ってくるものとは思っておらなかったことは間違いありません。西岡市長からお話を聞いて初めてその事実を知ったわけであります。

○川崎委員長 ありがとうございます。

津島委員。

○津島委員 本当は吉村さんから返還を求めたのではないですか、どうですか。

○川崎委員長 吉村証人。

○吉村証人 私も4年市長をしてりましたが、議案の提出は市長がみずからの責任で行い、議

会の同意を得て行うものであります。一旦寄附したものが寄附条例で基金に上がった以上、それはどう言いますか、当時は二度と戻ってくることはない、むしろ早く片上あるいはこの旧備前市含めて新備前市、これを起爆剤にして何とか市民みんなで盛り上げていこうというつもりでございましたので、そのようなことを特定の市の職員に言うたという、そういうことは考えられませんし、またその内容については大分前のことでありますから何回も申し上げますけども、今現在少なくとも去年の3月、4月の後半までその方が市の幹部であったとしたら、何回も機会があったと思われましますし、この百条委員会も私が市長在任中にあったことでありますので、市の幹部から経緯については聞くこともあったと思いますが、そのような経緯については聞いておりません。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 それでは、吉村さんから返還を求めたのではないということによろしいね、いかがですか。

○川崎委員長 吉村証人。

○吉村証人 何回も申し上げますが、私のほうから返還を求めて返還をしてもらえる、そのような寄附ではない。一旦基金に上がり、市議会議員の皆さん方の同意を得て返還されたものと思っております。

○川崎委員長 よろしいですか。

〔「はい。次、よろしいですか、委員長」と津島委員発言する〕

はい。どうぞ。

○津島委員 返還後の寄附金について、ちょっとお尋ねしたいと思います。ええな。

○川崎委員長 はい。どうぞ。

○津島委員 返還後の寄附金は、旧アルファビゼンの賃借人NPO片上まちづくりに提供したのですか、いかがですか。

○川崎委員長 吉村証人。

○吉村証人 NPO、今言われたところに寄附はしておりません。

〔「おりません」と津島委員発言する〕

〔「1点だけええかな」と橋本委員発言する〕

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 当初、寄附金5,550万円を備前市に寄附をいたしました。このときの寄附金の目的は旧アルファビゼンの建物を購入する資金なのか、あるいはそれを整備する資金として寄附をされたのか、そのどちらですか。

○川崎委員長 吉村証人。

○吉村証人 金額からしまして、当時の管財人が備前市に買い取り請求のあった金額でありますから、購入資金という形であります。私が改めてその寄附を持っていったときにこの寄附金はひとつ基金に入れて活用したいということと言われた結果、私は当時行政のことは余り知りませ

んでしたけども、寄附条例を策定してその金額をそのまま基金にしたと、その議会の議決があった時点ではそれはビゼンアルファの活性化の一つの寄附として市のほうは使おうということではなかろうかというふうに類推いたします。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 それでは、もう一度確認します。寄附をされた複数なんですけど、法人を含めて、その方々の寄附をした目的はあくまでも旧アルファビゼンの建物を購入するための資金であったというふうに認識しとったらよろしいでしょうか。

○川崎委員長 吉村証人。

○吉村証人 私の記憶が正しければであります、この5,550万円というお金は寄附をした時点で整備目的とした寄附として扱われるということは私自身が寄附を持っていったときに聞いたような記憶があります。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 整備のための資金ということであるならば5,550万円というこの50万円の半端がどうも私は理解ができませんのんですが、当初5,500万円を持っていったら、あと50万円足りんからもう50万円してくださいと、恐らく当時の所有者があつた建物を売却するには5,550万円ということをやられたらと思う。もう50万円お願いしますと言われて、さらに50万円を追加したというふうに聞いておるんですが、だから、我々は当然購入をする資金であったというふうに思っておるんですが、いかがでしょうか。

○川崎委員長 吉村証人。

○吉村証人 今の橋本委員の話は、初めて類推します。50万円足る足らんという、全体の5,500万円と5,550万円の違いが私には当時よくわかりませんが、寄附した金額はそのような金額でありますので、それが50万円余計にしてくれとか、50万円足らんからふやしてくれとかという50万円のことで詳しいやりとりについてはもう今覚えておりません。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 それでは、確認します。

当初から5,550万円を持って行って、備前市に寄附をされたというふうに認識しとってよろしいですか。

○川崎委員長 吉村証人。

○吉村証人 そのように私は理解をしております。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 それで、もう一度確認をします。

市長が、あれはもう備前市で整備をすることがなくなったので、寄附金をお返ししますということで来られたと、それまで返してもらえないものとは思わなかったというふうに先ほど説明をされました。そして、担当者が様式を持ってきて必要事項を書いてくださいということで書いて出したら返ってきたと、その様式に必要事項を記入する以前に口頭で市の担当者、誰でもいいで

す、市役所の職員に、あの寄附したお金を返してくださいという請求をした覚えはないですね。

○川崎委員長 吉村証人。

○吉村証人 何回も申し上げますけども、一旦寄附をしたお金でございますから、それが返ってくるというような認識は西岡市長からお話があるまで考えてもおりませんでした。

〔「した覚えはないと、請求を。はい、オーケーです、いいわ」と橋本委員発言する〕

〔「したか、せんかどっちかを聞かにゃいけるもんか」と呼ぶ者あり〕

〔「それを、じゃから、したんか、してないんか」と橋本委員発言する〕

〔「答弁が全然違うがな」と呼ぶ者あり〕

○川崎委員長 ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔「委員長」と津島委員発言する〕

津島委員。

○津島委員 きょうは寄附金の返還の百条ですけど、ちょっと電線盗難事件について一言だけ、1問だけ質問をさせていただいてもよろしいでしょうか。もう先月3月28日のことなんですか。よろしいですか。

○川崎委員長 3月28日。

〔「はい。まだ湯気が立ちようります。よろしいですか」と津島委員発言する〕

前百条委員会を閉めた話ですか。

〔「いや、それ以後に」と津島委員発言する〕

あった話。

〔「よろしい」と津島委員発言する〕

ほなら、どうぞ。

○津島委員 よろしい。電線の盗難事件についてですが、先月3月28日の山陽新聞では……。

ちょっと待て、言わせえや。では、容疑者不詳のまま不起訴との記事が掲載されておりました。NPO片上まちづくりから旧アルファビゼンを借り受けた株式会社備前まちづくりの代表者として盗難事件をどのように捉えておられますか。また、鍵はどのように管理しておられたのでしょうか。

以上、2点です。お願いします。

○川崎委員長 吉村証人。

○吉村証人 大変残念なことだと思っております。鍵は、私どものあそこをリニューアルといたしますか、改修する者が常時持っておりました。

〔「終わります」と津島委員発言する〕

○川崎委員長 ほかにはありませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で吉村武司証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては、再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は長時間ありがとうございました。

退室いただいて結構であります。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時18分 休憩

午後2時28分 再開

○川崎委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 証人尋問（野上計行氏） *****

それでは、野上計行証人入室いただきました。

本日は、御多忙中にもかかわらず本特別委員会の出頭請求にお応えいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ文書でお渡ししたとおりであり、また同様の文書を資料1としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

○野上証人 はい。

○川崎委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆さん、報道関係者の方々も含めまして全員御起立を願います。

○野上証人 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年4月3日。野上計行。

○川崎委員長 宣誓書に署名、押印を願います。

ありがとうございます。

着席をお願いします。

これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席をしたままで結構ですが、発言の際は起立して発言をお願いします。

また、委員各位に申し上げます。

本日は旧アルファビゼンに関する疑惑について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、証人の人権に留意されるよう、あわせて要望いたします。

これより野上証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料3の証言を求める事項について尋問させていただきます。

尋問は、委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は委員長の許可を得てから行っていただくようお願いいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは計行さんですか。

○野上証人 はい。

○川崎委員長 ありがとうございます。

〔「野上じゃろ」と呼ぶ者あり〕

○川崎委員長 野上言わなんだ。

野上計行さんですか。

○野上証人 はい。

○川崎委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

○野上証人 はい。

○川崎委員長 ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては委員会を代表しまして委員長から行います。今回の疑惑解明の百条委員会では、返還について寄附をしたほうと受けたほうの何か食い違いのような疑惑があるということで、今回証人として呼びいたしました。寄附については、その後野上副市長になられたとたしか記憶にございます。そういう意味では寄附について直接はかかわってないんだろーと思いますけれども、返還についてはずっと返還されるまで副市長として職責を全うされたと思います。返還についてわかる範囲で御証言をよろしくお願いいたします。

野上証人。

○野上証人 寄附金の返還についてであります。多分18年だったと思いますが、市のアルファビゼン特別委員会といいますか、アルファビゼンに関する検討委員会の中で備前市からは一切費用負担はしない、アルファビゼンを一棟貸しで民間に貸し出す、または売却、または取り壊しもあり得るという結論が出たと思います。その後一度寄附者である吉村氏から市が改修をしないのであれば、寄附金を返してくれという話があったというのは担当から報告を受けました。その後、平成20年だったと思いますが、片上まちづくりのほうから地元活性化のために再生利用

したいから貸してくれということ、たしか20年に決定したと思います、賃貸して。その後、半年か1年か12月ぐらいじゃなかったかと思いますが、市のほうで改修しないんだから寄附金を返せという強い請求があったということで担当のほうから報告を受けた覚えがあります。いろいろ協議を重ねた結果、最終的に寄附の基金としての積み立ての内容が寄附の条件としてアルファビゼンを再生するための寄附だということが書かれてありますし、本人も市が改修しないのであれば返せと強い口調で申してるからどうしようもないなということで、最終的に市長が判断して、それから予算措置を講じて議会にもかけた上で、21年の1月でしたかね、ぐらいいに本人に返還したという経緯があります。

以上です。

○川崎委員長 ありがとうございます。

関連尋問を希望される方の発言を求めたいと思います。

橋本委員。

○橋本委員 野上証人は、担当者から強い請求、つまり寄附者から市が整備をせんのだったら寄附金を返してほしいと強く請求をされたということを担当者からお聞きになったんですか。

○川崎委員長 野上証人。

○野上証人 そうです。アルファビゼンに関しては、所管が産業建設部で当時三好部長が担当の責任者であったんです。担当の部長から数回にわたって、強い口調で返還請求があったという報告を受けました。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 ちなみに、強く請求をされたという担当者のお名前はここで証言できますか。

○川崎委員長 野上証人。

○野上証人 今申したとおり、担当の三好部長です。

〔「三好部長ですね」と橋本委員発言する〕

はい。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 それで、もう一度確認です。当時、副市長であった野上さんは直接寄附者からあれを返してほしいという請求は口頭等で受けられたことはないということですか。

○川崎委員長 野上証人。

○野上証人 私は寄附金に関しての交渉それから事務手続、それには携わっておりませんので、わかりません。

〔「了解です」と橋本委員発言する〕

○川崎委員長 ほかにはございませんか。

津島委員。

○津島委員 ちょうど1年半前に野上さん自身この証言台へ立たれて、参考人ですかね、当時、私電線泥棒事件では関係ないのにしゃべってしまって無効になっとなんですよ、今。そして、

きょう改めてオールマイティーな百条委員会でお尋ねさせていただきます。

旧アルファビゼン購入と同額の寄附金返還について、またお尋ねいたします。

平成18年5月26日に旧アルファビゼンへの寄附金を返還していただきたいとの申出書が出されとんですわね。それからまた、平成20年12月22日にやあ寄附金返還要求書が出されとんですわ。へえで、この2年半の間に吉村武司氏より返せという強い要求があったと担当者から聞いたという今答弁なんですけど、これは間違いありませんね。

○川崎委員長 野上証人。

○野上証人 間違いありません。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 その次、平成20年4月に吉村武司氏から強い請求というのを言われとるわけですが、この強い請求とはどういう請求でしたかという、私が質問いたしとんですわ。答弁まで私言うてみましょうか。野上参考人、一般的に考えて市が寄附を受けてその一般寄附として受けた場合には市のほうから返還するというはまず考えられないですよ。私も当初、何で返さないけんのかというようなことをかなり庁議の中でも議論したんですけど、最終的に寄附者である吉村氏が自分の寄附の意図が違くと、寄附採納を受けたときの項目にも市の再生利用というふうな条項を一応書かれているもんですから、寄附者がどうしても返してくれと言うんだったら返さざるを得んのんじゃないのかなと。その強い要求というのは私は報告を受けたときに、私が直接彼から聞いたというようなことではありません。ただ、今おっしゃった担当の三好部長のほうから私は報告を受けて、非常に強い要求があったということを知っておりますで、間違いございませんか。

○川崎委員長 野上証人。

○野上証人 そのとおりです。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 私が聞き及んでいるところでは、市役所へ吉村武司氏から寄附金を払わなんだら訴えてやるぞとか、今度来るまでには首を洗うて待ってけえというたような話を関係の職員から聞いたとんですが、野上参考人は聞かれたことがありますか。また、答弁いたしましょうか。もう勘違いしたらおえんけえ。私が先ほど言ったように、非常に強い返還要求があったというのを聞いてますで間違いございませんか。

○川崎委員長 野上証人。

○野上証人 そのとおりです。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 そこで、この非常に強い返還要求があったというのを、もしよろしかったら具体的に教えていただけないでしょうか、いかがですか。

○川崎委員長 野上証人。

○野上証人 先ほど申しましたように、私は相手方と直接交渉の場にいたわけでもありません

し、あくまでも強い要求があったという報告を受けてるだけで具体的な言い回しについてはわかりません。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 最後に、寄附金を返還した理由をお聞かせください。

一旦寄附を受けておきながら、なぜ返還するような事態になったんでしょうかね。

○川崎委員長 野上証人。

○野上証人 先ほども申しましたように、寄附の目的たるものがあくまでも備前市がアルファビゼンを再生利用するという条件の寄附と聞いてますし、それによって議論をして最終的に市長が判断したと思います。

〔「終わります」と津島委員発言する〕

○川崎委員長 ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で野上証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては、再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、短時間でありましたが、御苦勞さまでした。

退出いただいて結構であります。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後2時51分 再開

○川崎委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 証人尋問（森山純一氏） *****

それでは、森山純一証人に入室していただいております。

本日は、御多忙中にもかかわらず本特別委員会の出頭請求にお応えいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ文書でお渡ししたとおりであり、また同様の文書を資料1としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

○森山証人 はい。

○川崎委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆さん、報道関係者の方々も含めまして全員御起立を願います。

○森山証人 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年4月3日。森山純一。

○川崎委員長 宣誓書に署名、押印を願います。

座って書いてくださいよ。

〔「終わりました」と森山証人発言する〕

○川崎委員長 ありがとうございます。

着席願います。

これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席したままで結構ですが、発言の際は起立して発言を願います。

また、各委員に申し上げます。

本日は旧アルファビゼンに関する疑惑について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、証人の人権に留意されるよう、あわせて要望いたします。

これより森山純一証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料4の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は委員長の許可を得てから行っていただくようお願いいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは森山純一さんですか。

証人。

○森山証人 はい、森山純一です。

○川崎委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

証人。

○森山証人 間違いありません。

○川崎委員長 ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては委員会を代表しまして委員長から行います。今回の証人についての尋問であります。寄附金の返還の経過について森山証人が知ってる範囲で結構ですので、御証言をよろしくお願いいたします。

森山証人。

○森山証人 寄附金の返還についてであります。この寄附金は地方自治法第96条の規定に基

づく負担つき寄附ではなく一般寄附として受け入れたもので、そのときの納付書には使途、使い道として旧アルファビゼン整備のためと明記されていたように思います。そのことから、翌平成17年度にわざわざ基金条例まで設けて旧アルファビゼン整備のために積み立てたものであります。このことは、当時の議員さんはよく御存じのとおりです。ところが、その後議会の検討委員会でアルファビゼンについては利用者負担での一括一棟貸しで公募し、再利用する。適当な再利用がない場合は、取り壊しもあり得るという最終答申が出されました。その結果、アルファビゼンについては、公金、市費の投入ができなくなり、整備基金として積み立てていた寄附金も使えなくなることから、市が整備しないのであれば返還するよう寄附者から強く求められたために返還したものと記憶しております。

以上です。

○川崎委員長 ありがとうございます。

それでは、関連尋問をよろしくお願いします。

橋本委員。

○橋本委員 森山証人にお尋ねをします。

寄附者から強く返還を請求されたというふうに今証言をされましたが、それは直接森山証人が寄附者から聞いたことですか。それとも、担当から報告を受けてそういうふうに認識をしておることですか。

○川崎委員長 森山証人。

○森山証人 この寄附金の返還について、直接寄附者と話をしたことはありません。記憶が定かではありませんけれども、直接話をした担当が当時の野上副市長に報告、説明したことを当時の野上副市長から聞いたように記憶をしております。

以上です。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 担当者から直接あなたが聞かれたということはないですか。

○川崎委員長 森山証人。

○森山証人 そこの記憶ははっきりしませんが、私は野上副市長から、寄附者から強く返還をされとるというように聞いたと今記憶しております。

以上です。

○橋本委員 ちなみに森山証人は当時の役職は何だったのでしょうか。

○川崎委員長 森山証人。

○森山証人 平成20年のときですから、総務部長を拝命していたときです。

○橋本委員 結構です。

○川崎委員長 ほかにございませんか。

津島委員。

○津島委員 森山証人は、前西岡市長が平成20年12月10日に議会で寄附者からも返還を求

められていると答弁されておりましたことを御存じですか。

○川崎委員長 森山証人。

○森山証人 当時一緒に議会へも出ておりましたので、よく記憶をしております。

以上です。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 担当者のほうからもそういう強く返還の要求があったということで報告があつて認識がありますと森山証人は言われとんですけど、ちょっとお尋ねしますけど、強く返還の要求があったという報告は具体的にどのような口調とか、言葉の内容など、ちょっと言いにくいですけど、教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○川崎委員長 森山証人。

○森山証人 先ほども申し上げましたように、担当者が野上副市長に説明、報告した内容を野上副市長から私が聞いたと記憶しておりますので、具体的な内容については又聞きになりますので、ちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 最後に、森山証人にちょっとお尋ねします。

寄附金を返還した理由を聞かせていただきたいと思います。

一旦寄附を受けておきながら、なぜ返還するような事態になったんでしょうかね。

○川崎委員長 森山証人。

○森山証人 先ほど申し上げましたように2点です。1つは、議会の検討委員会での最終的な答申で公金の投入は相ならないということ、ですから整備基金として積み立てていた寄附金も使えなくなった。それからもう一点は、寄附者から市が整備しないのであれば、もう返してくださいと強い返還要求があったからというその2点であります。

以上です。

〔「終わります」と津島委員発言する〕

○川崎委員長 ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で森山純一証人に対する尋問は全て終了いたしました。なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は短時間でありましたが、ありがとうございました。

退出いただいて結構です。

この際、暫時休憩いたします。

午後3時02分 休憩

午後3時08分 再開

○川崎委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 証人尋問（高橋昌弘氏） *****

それでは、高橋昌弘証人に入室をいただいております。

本日は、御多忙中にもかかわらず本特別委員会の出頭請求にお応えいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ文書でお渡ししたとおりであり、また同様の文書を資料1としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

○高橋証人 はい。承知しました。

○川崎委員長 ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆さん、報道関係者の方々も含めまして全員御起立を願います。

それでは、高橋昌弘証人、宣誓書を朗読願います。

○高橋証人 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年4月3日。高橋昌弘。

○川崎委員長 宣誓書に署名、押印を願います。

座って書いてください。

ありがとうございます。

着席願います。

これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席したままで結構ですが、発言の際は起立して発言を願います。

また、委員各位に申し上げます。

本日は旧アルファビゼンに関する疑惑について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、証人の人権に留意されるよう、あわせて要望いたします。

これより高橋昌弘証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料5の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は委員長の許可を得てから行っていただくようお願いいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは高橋昌弘さんですか。

証人。

○高橋証人 座ってでいいですか、立ってですか。

○川崎委員長 立ってでいい。

○高橋証人 はい、間違いございません。

○川崎委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いはございませんか。

高橋証人。

○高橋証人 はい、間違いございません。

○川崎委員長 ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては委員会を代表しまして委員長から行います。今回の証人としての証言をいただくことは、旧アルファビゼンの5, 550万円の寄附の返還についての経過、わかっている範囲での御報告、発言を求めたいと思います。よろしく願いいたします。

高橋証人。

○高橋証人 お答えをいたします。

寄附金の返還につきましては、平成17年の12月から平成18年の2月にかけてですね、電話での請求がありました。そのことについては間違いございません。

以上です。

○川崎委員長 関連尋問ありましたら。

橋本委員。

○橋本委員 高橋証人は、当時役職はどういう役職でしたか。

○川崎委員長 高橋証人。

○高橋証人 当時活性化対策室の室長という立場で課長級の立場でありました。

以上です。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 寄附者から電話で寄附金を返してほしいという請求を受けたというふうに今証言をされましたが、延べで何回ぐらい、あるいは電話の文言ですね、強い請求であったというふうにお聞きしとんですけれども、どういうふうな言われ方をされたのか記憶にございますか。

○川崎委員長 高橋証人。

○高橋証人 電話のやりとりは3回程度だったと記憶しております。その返還の内容は、強い口調といたしますか、きょうじゅうに寄附金を銀行のほうへ振り込めというような内容であったと記憶しております。

以上です。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 電話で請求をしてきた主は、吉村武司氏に間違いございませんか。

○川崎委員長 高橋証人。

○高橋証人 私が直接自宅のほうへ連絡をして、本人で間違いないと私は思っております。

以上です。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 あなたは3回ほど強い請求を受けたということですが、それらをどなたに報告あるいは相談をされましたか。

○川崎委員長 高橋証人。

○高橋証人 私の活性化対策室の上司は、当時副市長でありました。ですから、その旨を随時副市長の野上氏のほうへ相談をして、指示を仰いでおりました。

以上です。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 先ほど高橋証人よりもさかのぼること以前に、当時副市長の野上証人においでいただいたんですが、野上証人は当時三好部長からそういうことを聞いたと。あなたは直接野上副市長に相談をあるいは報告をする以前に、三好部長に報告あるいは相談をされませんでしたか。

○川崎委員長 高橋証人。

○高橋証人 私の記憶では、私の直属の上司は副市長でありましたので、そのように記憶しておりますけども、当時活性化対策室の私の前室長は三好さんでありましたので、一連の経緯経過がございますので、そのあたりも相談しておったかもわかりませんが、現在その記憶はございません。

以上です。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 三好部長あるいは野上副市長等に報告あるいは相談をされたということなんですが、相談の内容はどのようなものだったのか記憶にございますか、あればここで教えてください。

○川崎委員長 高橋証人。

○高橋証人 そもそもこの寄附はですね、アルファの再生を願っての寄附だと、整備を願っての寄附だと。かれこれ1年がたとうとしてる中で一向に進んでいないと、本来私の意図したものでないので、もう返してほしいんだと、そういう内容であったことを報告したと記憶しております。

以上です。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 それで、報告あるいは相談を三好部長もしくは野上副市長以外に、例えば市長に直接とか、あるいはその周辺、議会側等々にそういった相談ないし報告をした覚えはありません

か。

○川崎委員長 高橋証人。

○高橋証人 定かではございませんけども、一部の議員さんにはお話をしたかもわかりません。

〔「一部の議員」と橋本委員発言する〕

はい。あの、委員会とかそういう場ではなくて、当時活性化対策室は企業誘致とアルファが大きな問題の2つでした。そういうことで、出入りをする議員さんも非常にたくさんおられました。そういう中で、実はこういうふうな状況にあるんだということのお話を事細かくではないですけども、言ったかもわかりません。どなたに言ったかというところまでの記憶はございませんけども、言っておる可能性はあると思います。

以上です。

〔「私は以上です」と橋本委員発言する〕

○川崎委員長 ほかに。

津島委員。

○津島委員 高橋証人にお尋ねいたします。

吉村武司さん自身が、備前市へ寄附金の返還に來られたことはありますか。

○川崎委員長 高橋証人。

○高橋証人 2度來たと聞いております。1回目はですね、当時活性化対策室は、本庁舎の3階にありました。そこへ直接1回は來られたと。もう一回は市民課あたりのロビーの辺に來られたとお聞きしてはいますが、私が直接会ってお話をしたことはございません。

以上です。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 2度來られたときに強い返還の要求をされたのは事実ですか。

○川崎委員長 高橋証人。

○高橋証人 來られたときの対応は私が直接してないんで、そのあたりはちょっと記憶にございません。

以上です。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 一説には、市役所で吉村武司氏から寄附金を払わなったら訴えるぞとか、今度來るときまでにや首を洗うて待ってけえというような話を言われたりしたことを聞いたことが高橋証人はありますか。

○川崎委員長 高橋証人。

○高橋証人 電話のやりとりの中でですね、もう、返せ言うたら返せというような形で強く返還を求められたのは、電話の中でのやりとりではありました。

以上です。

○川崎委員長 関連尋問……。

〔「わかったな、もうええな」と津島委員発言する〕

〔「大体わかったわ」と橋本委員発言する〕

ございませんか。

〔「私は終わります」と津島委員発言する〕

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で高橋昌弘証人に対する尋問は全て終了いたしました。なお、今後の調査によっては、再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、短時間でございましたが、ありがとうございました。

退出いただいて結構です。

次回の委員会は、明後日、4月5日、午前9時30分より行います。

以上で、本日の旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会を閉会いたします。

皆さん、ご苦勞様でした。

午後3時22分 閉会